件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却(11月分)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託、その他(売却)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概  要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源 として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	(1)資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2)清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋 2 - 1 2 - 1
※契約年月日	令和 6 年 [[ 月 ] 日
※契約金額	2,463,350 円(消費税を含む)※収入予定額(単価契約)
契約期間	令和6年11月1日から令和6年11月30日まで /
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれ ています。 ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	建築行政地図情報システムの改修
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	本業務は、建築行政地図情報システムを窓口運用サービスとして提
	供するために、窓口運用において必須とされる機能を備えたシステム
	へ改修するものである。
選定理由	下記業者は、建築行政地図情報システムの開発・保守業者である。
	システムの改修業務を実施するにあたり、当該システムの開発・保守
	を担う下記業者が作業を実施しなければ責任区分が不明確になり、障
	害発生時の原因究明、復旧など対処が困難になる等、業務の履行を達
	成できない。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称・株式会社イーゼィシステムズ
	住 所 千葉県船橋市葛飾町2丁目380一2 ヤマゲンビル5F
※ 契約年月日	令和 6 年 // 月 [8 日
※ 契約金額	/,032,24 <sup>0</sup> 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで
担当課	環境まちづくり部の建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい ます。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	特別区民税・都民税課税資料データパンチ業務
種類	委託
工事場所	
(工事案件のみ)	
概 要	令和7年度特別区民税・都民税の賦課及び徴収に必要不可欠な課税資料
	(※1)の情報を、千代田区が使用している総合住民サービスシステムの仕様に
	沿って入力(パンチ)し、パンチデータを税務課が指定する総合住民サービ
	スシステム内のフォルダに格納する。
	(※1)給与支払報告書、住民税申告書、電子申告分および紙申告分の両方を
	含む。
選定理由	下記業者は、個人住民税システムを含む本区の基幹システムの運用保守
	委託先業者であり、パンチデータのエントリープログラムの作成、事前検
	証、個人住民税システムへのエントリー及びエントリー後の確認等を一連
	の業務として円滑に行い、個人情報を含む情報の取扱いについては、安全・
	確実に実施する(パンチデータをCD等の外部記録媒体を介さず直接基幹
	システム内のフォルダに格納する等)ことのできる唯一の業者である。
·	また、課税資料の読取システム導入により、基幹系システム基盤上のサ
	ーバーで管理されるスキャンデータを使用し、同サーバー上で原票の送信、
	パンチデータの受信を行うことができるのは運用保守委託先業者のみであ
	る。
	以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算
	住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※契約年月日	令和 6 年 // 月 2/ 日
※契約金額	3,770,745 円 (消費税を含む)
契約期間	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
担当課	地域振興部 税務課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 〇この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に 対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	統計調査支援システムデータ作成及び更新業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
•	物 品:物品 委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	統計調査支援システムで使用する、令和7年国勢調査調査区デー
	タの作成(令和2年国勢調査調査区データの更新)を行う。また、
	統計調査支援システムで使用するゼンリン電子地図(千代田区
	2024) のデータを変換作成してインストールする。
選定理由	統計調査支援システムは、下記業者が開発したスタンドアローン
	のシステムであり、システムの国勢調査調査区データの作成及び背
	景地図データの更新をすることができる唯一の業者である。
	本業務は、既存システムと密接不可分の関係にあって、同一の開
·	発者以外の者にデータの更新等を履行させると既存の電算システム
	の運用に著しく支障が生じる恐れがある業務である。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 AS ロカス株式会社
	住 所 千葉県千葉市中央区中央港 1-22-7
※ 契約年月日	令和 6 年 11月 26日
※ 契約金額	1,544,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部統計課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含ま れています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件	名	千代田区産後ケア事業クーポンシステムの構築及び運用保守業務
種	類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
		物品:物品 委託、その他
工事場	所	
(工事案件の	<b>のみ)</b>	
概	要	本区が提供する産後ケア事業について、区・利用者・実施施設が相互に利
		用状況を管理できるシステムを構築することで、区及び実施施設のより適切
		かつ効率的な管理を可能とすることに加え、多忙な子育て世帯の負担を軽減
		し、利便性向上を図る。
選定理	里由	下記事業者は、平成 27 年 10 月から本区の「予防接種と育児応援Webア
		プリ(以下、「予防接種アプリ」)」において母子保健サービスを継続して提
		供しており、既に多数の利用登録者を抱えている。いずれのシステムも利用
		対象とするのは妊娠期から産後の母親であることに加え、共通のアカウント
		で使用することができることから、同一事業者のシステムを導入することで
		利用者の負担を軽減し、利便性向上を図ることができる。
		予防接種アプリ、産後ケア事業に係る利用管理システムそれぞれを提供す
		る事業者は他にも存在するが、システム導入の目的を達成し、その効果を最
		大化できるシステムを提供できるのは、各システムを共通のアカウントで使
		用可能な仕組みを構築し、かつ、すでに本区の予防接種アプリを提供してい
		る下記業者だけである。よって、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相	手方	名 称 株式会社ミラボ
		住 所 千代田区神田駿河台4-1-2 ステラお茶の水ビル8階
※契約年	月日	令和6年11月11日
※契約金	:額	(,677,500 円 (消費税を含む)
契約期	間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当記	果	保健福祉部保健サービス課
根拠規	程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	電子決裁・共通基盤システム運用保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品 委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	全庁LANに接続する全庁LAN用端末から電子決裁・共通基盤シ
	ステムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
	総合行政システムのリプレースに伴うデータ移行および参照系機
	能構築において発生した課題の整理に時間を要し、電子決裁・共通基
	盤システムの稼働延長が必要になった。そのため、保守契約を再契約
	する。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度(平成 19 年度開始)
	(平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号)
	2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4
,	<del>덩</del>
	3. 継続 18年
	4. 評価 良好のため
	5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認
	6. 更新3回目、通算 18 年目であり、その業務評価も良好なため継
	続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社RKKCS
	住 所 熊本市西区春日3丁目 15-60JR熊本白川ビル 11 階
※ 契約年月日	令和 6 年 (1 月 1 日
※ 契約金額	4,438,500 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年11月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれて います。

件 名	昌平童夢館 屋上可動式屋根漏水対策整備業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	昌平童夢館の屋上可動式屋根の接合部から雨漏りが発生している
	ため、接合部の雨水排水の流れをスムーズにすることで、内部への流
	水を遮断する対策整備業務を実施する。
選定理由	(1)本案件の設備は、いずれも下記業者が設計・施工したものであり、
	以来毎年の定期点検及び維持管理保守を行っている。
	(2)本件設備の竣工以後の点検や補修工事による細部の情報把握や、
·	今回の修繕に伴う部品の調達は下記業者以外に困難である。
	(3)現に授業等を行っている学校であるため、設備を熟知している下
	記業者以外には安全かつ迅速な対応が困難である。
	以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 横河システム建築
	住 所 千葉県船橋市山野町 47-1
※ 契約年月日	令和 6 年 (1 月 13 日
※ 契約金額	1,760,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	女性会議企画・運営支援業務
種類	物品:委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区では、多様な女性の声を広く聴き、女性の視点を施策へ反
	映することや地域での女性の活躍推進をめざして、令和3~4年度に
	女性会議を実施し、参加者が各グループに分かれ地域課題に対する事
· .	業提案を行った。3期目となる令和6年度は、これまでの実施状況を
	踏まえつつ、地域と関わることに興味はありながら、それがかなって
	いない若年層をターゲットとして、参加者が具体的に動き出す支援と
	環境を整備していく。さらにその様子を広く区民に情報発信していく
	ことで、女性をはじめとした多様な人々が地域で活躍できる気運をつ
	くることを目的として実施する。
	本事業の実施にあたり、企画から講座運営、参加者のサポート等を
	円滑に遂行するための業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和6年度(令和6年度開始)
	(令和6年8月26日付6千地国男発第295号)
	2 該当
	千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号
	3 継続年数 初年度
	プロポーザルによって選定された以下の事業者を契約の相手方
	に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社シーズプレイス
	住 所 東京都立川市錦町一丁目4番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 1 日
※ 契約金額	3,247,200 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 国際平和・男女平等人権課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

<sup>○</sup> この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公

件名	全庁 LAN 端末 50 台構築作業
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	本区で導入している全庁 LAN 端末が、職員の増員等の影響で台数
	が枯渇しており、庁内の業務に支障をきたす恐れが生じている。
	そのため、当該パソコンの増設を行い、全庁LANで使用できるよう設
	定作業等を委託する。
選定理由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANネットワ
	ークを構築した事業者である。
	本業務は、増設したパソコンを全庁LAN環境で使用するための設定
	作業であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の
	関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障
	発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を
	達成できないものである。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称:東日本電信電話株式会社 東京事業部
	住所:東京都港区西新橋3-22-8
※ 契約年月日	令和 6 年 [( 月 // 日
※ 契約金額	/ 3 , 5 3 の , 0 の の 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	特別区民税・都民税・森林環境税にかかる課税資料整理等業務
種類	物 品:委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別区民税・都民税・森林環境税にかかる業務のうち、給与支払報
	告書等の資料整理、公的年金等支払報告書の入力および資料整理、確
	定申告書の検索および確認補筆、課税照会への回答資料とりまとめ
	等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度
	(令和5年9月15日付5千地税務発第654号)
	2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条
	6 号
	3. 継続年数 2年
	4. 評 価 良好な業務成績のため
	業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者
	を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士ソフトサービスビューロ株式会社
,	住 所 東京都墨田区江東橋二丁目 19番7号
※ 契約年月日	令和 6 年 // 月 2/ 日
※ 契約金額	22,086,900 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年12月1日から令和7年6月30日まで
担当課	地域振興部税務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	文書管理システム運用保守業務
種類	エ 事: 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
	全庁LANに接続する全端末から文書管理システムが正常に利用
	できるように運用保守を行う。
概要	総合行政システムのリプレースに伴うデータ移行および参照系機
	能構築において発生した課題の整理に時間を要し、文書管理システム
	の稼働延長が必要になった。そのため、保守契約を再契約する。
	1. プロポーザル年度 平成 18 年度(平成 19 年度開始)
	(平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号)
	   2.対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4
	<del>号</del>
	   3. 継続 18年
選定理由	4. 評価 良好のため
	   5. 再延長
	   6. 更新3回目であり、評価も良好なため継続により下記事業者を
	契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTTデータ・アイ
	   住 所 東京都新宿区揚場町1-18
	任 /
※ 契約年月日	令和 【 年 11 月 月 日
※ 契約金額	2,227,500 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年11月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

<sup>○</sup> この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表

件 名	人材派遣業務(追加)
種 類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概  要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務(一般労働者派遣事業)を迅速かつ安定的に実施する。
	人材派遣については、令和4年度(令和4年12月14日付、4千政人事発第1411号)に実施したプロポーザルにおいて、派遣可能との提案があった14者すべてを採用した。ところが、令和6年11月末を以て複数名の人材派遣保育士の離職が予定されていることから、保育士及び看護師の派遣を打診したところ、現在、社会全体で保育士及び看護師の人材の供給が非常に少ない状況であり、プロポーザルで選定した
選定理由	事業者全者から派遣不能との回答があった。 本件は、派遣保育士の時間単価を決定した上で実施するものであり、 競争性がないことから、他の人材派遣保育士登録事業者と交渉したと
	ころ、下記事業者からプロポーザルでの派遣条件を変更せずに派遣可能との回答があったので、下記事業者を契約の相手方とする。 なお、下記事業者はプロポーザルで選定した株式会社我喜大笑の人材派遣事業を継承しており、株式会社我喜大笑は平成27年度から令和5年度まで当区への派遣実績がある。
契約の相手方	名称:株式会社クネット 所在地:東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル 402
※ 契約年月日	令和 6 年 11 月 2   日
※ 契約金額	8,5 6,300 円 (消費税を含む) ※ 準(西 <b>契約のた場。契約金額は支出限度額</b>
契約期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	アーティスト・イン・レジデンス事業等実施業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
	本事業は、ちよだアートスクエアにて、アーティストとのワークショッ
	プやアート作品の展示を通じて、幅広い層の区民等に文化芸術を身近に触
Line	れてもらう機会を提供する事業である。令和6年度は、まちかどアート事
概要	業の要素を取り入れ、アーティストと区民等の共同制作ワークショップを
	実施するとともに、対話型ワークショップを基に制作されたアート作品の
	展示を通し、区民等が五感でアートを楽しめる企画を実施する。
`	下記事業者は、本事業の拠点施設であるちよだアートスクエアの次期運
	営事業者として内定している。幅広いネットワークと他自治体における豊
	富な事業実績を有する事業者であり、本事業の目的に沿ったアーティスト
	を誘致し、アーティストと区民等が対話や共同制作など様々な形式のワー
選定理由	クショップ等を通じて交流するとともに、ワークショップを基に制作され
	たライブペインティング作品の展示を通して区民等が文化芸術を身近に
	感じることができる事業の企画および円滑な実施が可能である。以上のこ
	とから、令和6年度のアーティスト・イン・レジデンス事業の目的とまち
	かどアート事業の目的をいずれも満たし実施できるのは下記事業者のみ
	であるため、契約の相手方に指定する。
	名 称 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
契約の相手方	住 所 東京都港区芝三丁目 23-1
	セレスティン芝三井ビルディング <b>12F</b>
※ 契約年月日	令和 6 年 11月 25日
※ 契約金額	3,500,000円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目 に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	混雑状況 WEB 配信システム導入に係る検証業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区に設置している呼び出しシステムへ混雑状況の WEB 配信機能を
	追加するにあたり、システムが問題なく制御できるか事前に検証し動
	作確認を行う。
選定理由	令和5年5月25日付契約番号第538号によりリース契約を結んだ
	本件対象システムは、下記業者が開発・保守業務を行っており、シス
	テムを最も把握し速やかに作業を行うことのできる事業者である。
	そのため、混雑状況 WEB 配信システム導入に必要なシステムの検
	証・動作確認においても他の事業者では同水準の業務を行うことは難
	しい。
	よって、下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社明光商会
	住 所 東京都中央区八丁堀 4-6-1
※ 契約年月日	令和 6 年 11月 / 日
※ 契約金額	880,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	令和6年度新年交歓会お土産の購入
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品物品委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共団体の役員等が一堂
	に介し、相互に親睦を深め、かつ連帯感を向上させることにより、今後の
	区政伸展効果を得ることを目的として毎年実施している。令和6年度は、
e e	令和7年1月9日(木)に実施し、出席者へお土産を配布する。
選定理由	新年交歓会の招待者に対し、区が保有している文化財等を活用する機
	会とするため、区が所蔵している竹久夢二の作品をプリントしたハンカチ
	と巾着をお土産とする。よって、本業務については、以下の条件を満たす
	必要がある。
	(1)文化財を忠実に再現できる技術を保有していること。
	(2)令和6年11月6日の製品仕様決定後から納入期限までの短期間で、
	区の仕様を満たすお土産700セットを包装し、千代田区指定箇所に
	納品すること。
	下記事業者は、完全受注生産をしており、一からオリジナル商品を製造
	することができる。また、作品の色に合わせインクを調合する技術を保有
	しているため、文化財を忠実に再現することができるなど、上記の条件を
	満たすことができるのは、下記事業者のみのため、契約相手方に指定す
	<b>వ</b> .
契約の相手方	名 称 株式会社成田商店
	住 所 静岡県浜松市中央区飯田町912番地
※ 契約年月日	令和 6 年 11 月 6 日
※ 契約金額	ワ 6 3 , 0 7 0 円(消費税を含む)
納入期限	令和7年1月8日
担当課	政策経営部総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていま

	7
件名	Windows11 移行検証業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	Windows11 アップデート検証で実施した全庁 LAN における各システ
	ムの適応状況・改修箇所確認の結果を踏まえ、Windows11 アップデー
	ト作業に係る端末・システムの検証・改修、および次年度の移行計画策
•	定を実施することを目的とする。
選定理由	下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業
	者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引き続き行ってい
	る。
	Windows11 への移行業務は、全庁 LAN 端末や全庁LANシステムに変
	更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の
	関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた
	場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理
	などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業
	務の履行を達成できない。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称:東日本電信電話株式会社 東京事業部
	元·大
	所在地:東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 《 年 11 月 20 日
※ 契約金額	25,960,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日~令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	塵芥車(小型プレス車)の賃貸借(再々リース)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、での
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田清掃事務所(飯田橋車庫)で業務用として塵芥車(小型プレ
·	ス車)を賃借(再リース)しているが、契約満了を迎えるにあたり契
	約期間を1年4か月延長する。
選定理由	1 令和5年12月13日から令和6年12月12日までの再リー
	ス(No.787)を行った案件が、契約満了となることに伴い再々リー
	スを行う。令和7年度末までに購入車両の納入が見込まれるため、
	現在の契約を延長する。
	2 賃借期間を延長しても使用に耐えられることが見込まれること
	から、同一車両について再々リース契約を締結する。
	上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本カーソリューションズ株式会社東京営業部
	住 所 東京都千代田区外神田四丁目 14番1号
※ 契約年月日	令和 b 年 11 月 25 日
※ 契約金額	1. 午67,8年0 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年12月13日から令和8年4月12日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所 飯田橋車庫
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	14 的被逐入为2年自
件 名	紙文書量調査及びペーパレス推進支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	区が取り組むべき課題が多様化・複雑化する中で、クオリティの高い行
	政サービスを継続的に提供していくためには、生産性の高い働き方を実現
	する必要がある。そのため、デスクや紙に囚われたこれまでの働き方や働く
i i	場所を見直し、職員自らが業務内容等に合わせて働く場所を選択し、働き
,	方をデザインできるような魅力的で機能的な職場環境への転換を図ってい
	くことを目指し、取組を進めている。
	職員自らが業務内容等に合わせて働く場所を選択し、働き方をデザイ
	ンできるような魅力的で機能的な職場環境への転換には、紙文書量の削
	減は不可欠である。
	本業務は、対象となる部署が保管する文書の総量を把握し、削減するた
	めに有効と考えられる手法と、適正と考えられる文書の削減量の割り当て
	案を作成することで、紙文書の保有量を削減し、新たな職場環境の構築を
	推進することを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和6年度
	(令和6年 11 月 12 日付6千政デ政発 210 号決裁)
	2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号
·	3. 継続年数 初年度
	プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定
	する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社
	住 所 東京都板橋区坂下1-19-1
※ 契約年月日	令和 6 年 11 月 28 日
※ 契約金額	4 ,4 00 ,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

件       名       令和6年度新年交歓会の実施に伴う会場借上及び運営業務         種       類       工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他物品:物品(委託)その他         工事場所(工事案件のみ)       (工事案件のみ)         概       要       新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共的団体の役員等が一堂に相互に親睦を深め、かつ連帯感を向上することにより、今後の区政伸展効果を	会し、
物 品:物品 (委託) その他 工事場所 (工事案件のみ) 概 要 新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共的団体の役員等が一堂に	会し、
工 事 場 所 (工事案件のみ) 概 要 新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共的団体の役員等が一堂に	
(工事案件のみ) 概 要 新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共的団体の役員等が一堂に	
概 要 新年交歓会は、新年の年頭にあたり、地域の公共的団体の役員等が一堂に	
相互に親睦を深め、かつ連帯感を向上することにより、今後の区政伸展効果を	1
	を得る
ことを目的として毎年実施している。令和6年度は、令和7年1月9日(木)	に実
施する。	
選定理由 本事業を実施するためには、下記条件を満たす施設が必要である。	
① 立食形式で700名以上を収容できる会場を提供できること。	
② 会場と同階にクロークがあること。	
③ 会場への動線がバリアフリーであること。	
④ 会場と同建物内に駐車場があること。	
⑤ 会場と同じ階に、控え室を4つ確保できること。	
⑥ 令和6年1月9日(木)に開催可能であること。	II.
全ての条件を満たす区内施設は下記業者のみであったため、契約の相手方は	こ指定
する。/       契約の相手方     名 称 株式会社ニュー・オータニ	
住 所 千代田区紀尾井町4-1	
※ 契約年月日     令和 f 年 11 月 2 f 日	
※ 契約金額 7,878,4~5 円(消費税を含	.む)
契約期間 契約締結日の翌日~令和7年1月9日 -	
担 当 課 政策経営部 総務課	
根 拠 規 程 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ′	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	14 的被逐入为2年自
件 名	紙文書量調査及びペーパレス推進支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	区が取り組むべき課題が多様化・複雑化する中で、クオリティの高い行
	政サービスを継続的に提供していくためには、生産性の高い働き方を実現
	する必要がある。そのため、デスクや紙に囚われたこれまでの働き方や働く
i i	場所を見直し、職員自らが業務内容等に合わせて働く場所を選択し、働き
,	方をデザインできるような魅力的で機能的な職場環境への転換を図ってい
	くことを目指し、取組を進めている。
	職員自らが業務内容等に合わせて働く場所を選択し、働き方をデザイ
	ンできるような魅力的で機能的な職場環境への転換には、紙文書量の削
	減は不可欠である。
	本業務は、対象となる部署が保管する文書の総量を把握し、削減するた
	めに有効と考えられる手法と、適正と考えられる文書の削減量の割り当て
	案を作成することで、紙文書の保有量を削減し、新たな職場環境の構築を
	推進することを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和6年度
	(令和6年 11 月 12 日付6千政デ政発 210 号決裁)
	2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号
·	3. 継続年数 初年度
	プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定
	する。
契約の相手方	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社
	住 所 東京都板橋区坂下1-19-1
※ 契約年月日	令和 6 年 11 月 28 日
※ 契約金額	4 ,4 00 ,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	7
件名	Windows11 移行検証業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	Windows11 アップデート検証で実施した全庁 LAN における各システ
	ムの適応状況・改修箇所確認の結果を踏まえ、Windows11 アップデー
	ト作業に係る端末・システムの検証・改修、および次年度の移行計画策
•	定を実施することを目的とする。
選定理由	下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業
	者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引き続き行ってい
	る。
	Windows11 への移行業務は、全庁 LAN 端末や全庁LANシステムに変
	更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の
	関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた
	場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理
	などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業
	務の履行を達成できない。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称:東日本電信電話株式会社 東京事業部
	元·大
	所在地:東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 《 年 11 月 20 日
※ 契約金額	25,960,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日~令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	塵芥車(小型プレス車)の賃貸借(再々リース)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、での
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田清掃事務所(飯田橋車庫)で業務用として塵芥車(小型プレ
·	ス車)を賃借(再リース)しているが、契約満了を迎えるにあたり契
	約期間を1年4か月延長する。
選定理由	1 令和5年12月13日から令和6年12月12日までの再リー
	ス(No.787)を行った案件が、契約満了となることに伴い再々リー
	スを行う。令和7年度末までに購入車両の納入が見込まれるため、
	現在の契約を延長する。
	2 賃借期間を延長しても使用に耐えられることが見込まれること
	から、同一車両について再々リース契約を締結する。
	上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本カーソリューションズ株式会社東京営業部
	住 所 東京都千代田区外神田四丁目 14番1号
※ 契約年月日	令和 b 年 11 月 25 日
※ 契約金額	1. 午67,8年0 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年12月13日から令和8年4月12日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所 飯田橋車庫
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

*	
件 名	文書管理システム改修業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	総合行政システムのリプレースに伴い、旧文書管理システムのデー
	タを新文書管理システムへ移行することとなった。旧文書管理システ
	ムは現在稼働中であり、新規起案や起案済文書の修正等が行える状況
	である。本件業務は、正確なデータ移行を目的に、旧文書管理システ
	ム側の不要な更新を避けるための各種改修を行うものである。
選定理由	下記業者は、リプレース以前の文書管理システムを稼働させている
	構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム
	等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では改修作業が不可能で
	ある。また、問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、
	業務の履行が担保できない。
	以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名 株式会社 NTT データ・アイ
·	所 在 地 東京都新宿区揚場町1番18号飯田橋ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 11 月 19 日
※ 契約金額	3,3 2 6,4 0 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれて います。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件名	IDaaS 設計業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	管理が煩雑な ID/PW や権限設定などを一元的に効率よく管理する
	ことを目的に、クラウド上の ID 管理基盤である IDaaS の構築を行う。
	本件業務は、IDaaS 構築を実施するのにあたり必要となる各種設計
	業務及び検証作業等を行うものである。
選定理由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを
	構築した事業者である。
	全庁 LAN関連機器の構築・設定を行う事業者は、全庁LANシステム
	に関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係
	にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、
	責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対
	処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障
	が出る恐れがある。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称:東日本電信電話株式会社 東京事業部
	所在地:東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 // 月 / 日
※ 契約金額	40 ,770 ,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日~令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。